

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 10



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (税務課取扱い) 1

訓 令

- 鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令 (※) (学事法制課取扱い) 5
- 鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理課取扱い) 6

告 示

- 駐在機関の廃止 (3件) (※) (人事課取扱い) 6
- 駐在機関の設置 (※) (人事課取扱い) 6
- 医師の駐在機関の設置の一部改正 (4件) (※) (保健医療福祉課取扱い) 7
- 駐在機関の設置の一部改正 (4件) (※) (保健医療福祉課取扱い) 7
- 駐在機関の設置 (※) (保健医療福祉課取扱い) 8
- 駐在機関の廃止 (2件) (※) (道路維持課取扱い) 8

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第30号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表 8 の項中「(分場を含む。)」を削り、同表50の項中「危機管理課」の次に「, 災害対策課」を加え、同表65の項中「(分場を含む。)」を削り、同表69の項及び70の項中「(71の項に掲げる者を除く。)」を削り、同表71の項を削り、同表72の項中「73の項」を「72の項」に改め、同項を同表71の項とし、同表73の項を同表72の項とする。

附 則

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の職員に対する被服類貸与規則別表 8 の項、50の項及び65の項の規定により貸与されている貸与品については、改正後の職員に対する被服類貸与規則別表 8 の項、50の項及び65の項の規定により貸与されているものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第31号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式（表面）注2中「委任状を添付して」を「裏面の委任状に必要事項を記入して」に改め、同様式（裏面）中

「 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に 県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。」

「 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に 県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。」

※ 表面の税目欄に「法人事・特」と記載のあるものは「法人事業税及び地方法人特別税」を、「法事・特法」と記載のあるものは「法人事業税及び特別法人事業税」を省略したものです。

委 任 状	
表面金額の受取方を _____ に委任しました。	に改
	_____年__月__日
委任者	
住所（所在地）	_____
氏名（名 称）	_____ 印

注 委任状には、委任者（債権者）の印（法人にあつては登録された代表者印）を押印してください。」

める。

別記第7号様式を次のように改める。

第 7 号 様 式 (第 9 条 関 係)

納 税 証 明 請 求 書

鹿 児 島 県

長 殿

年 月 日

請 求 者	納税義務者 (必ず記入すること。)		代 理 人	
	住 所 (所在地)		住 所 (所在地)	
	フリガナ 氏 名 (名 称) 電話番号 () -	印	フリガナ 氏 名 (名 称) 電話番号 () -	印

1 税 額 の 証 明

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	対 象 税 目	税目コード
	決算変更届 (建設業法第11条)	06		法人事業税	32
	建設業許可申請	07		法人県民税	31
	入札参加資格申請	08		特別法人事業税又は地方法人特別税	32
	融資申込み	09		法人事業税及び特別法人事業税 又は地方法人特別税	32
	許認可申請	10		法人県民税及び法人事業税	11
	採掘権設定の出願等	11		法人県民税、法人事業税及び特別 法人事業税又は地方法人特別税	11
	その他の申請 ()	88		個人事業税	13
	自動車の車検以外 (抹消又は移転のための譲渡証明書発行等)			不動産取得税	14
	鹿 かな 鹿児島 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 奄美			鉾区税	15
				自動車税種別割	24

2 「県税 (特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。) について未納がない」 ことの証明

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	使 用 目 的	目的コード
	入札参加資格申請	01		県営住宅入居申込み	05
	補助金交付申請	02		その他の申請 ()	99
	融資申込み	03			
	許認可申請	04			

3 法定納期限等

選択欄	県税 (特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。) の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定の目的で納税証明書の交付を請求するため、法定納期限等の記載が必要
-----	--

4 年度・期別 (事業年度)

事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
対象年度	年度分
屋 号	

5 証明書の請求枚数

枚

収入証紙貼付欄
(鉾区税の納税証明を請求する場合は、収入証紙の貼付けは不要です。)

上記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

注 1 1 から 5 までの欄のうち、必要な項目を記入してください。

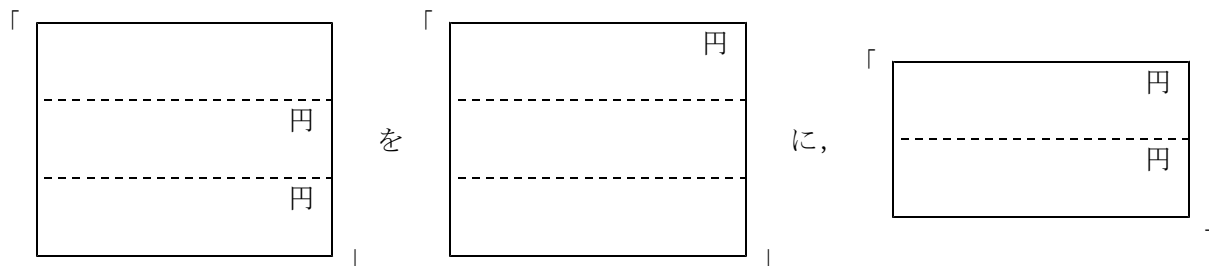
2 各項目の「選択欄」については、該当する欄に○を付けてください。

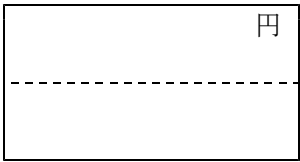
3 納税義務者 (法人の場合は代表者。以下同じ。) 以外の方が請求する場合は、代理人の欄も記入するとともに、委任状を提出してください。

4 納税義務者又は代理人の方は、本人であることを確認するに足る書類 (運転免許証、健康保険証等) を提示し、又は提出してください。

決 裁	決裁権者	決 裁 回 議	起案者	納税証明書発行番号 第 <input type="text"/> 号
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

別記第12号様式(その1)一般(手書)用(表面)中「表面」を「表面」に改め、同様式(その1)一般(手書)用(裏面)中「, 商工組合中央金庫」を削り、同様式(その1)一般(電算出力)用(裏面)中「, 商工組合中央金庫」を削り、同様式(その1)一般(電子収納)用(表面)中



を
「」
に改め、同様式(その1)一般(電子収納)用(裏面)中「,
商工組合中央金庫」を削り、
「○ 地域振興局及び支庁

※ P a y - e a s y (ペイジー) 対応のインターネットバンキングやATM等から を
も納めることができます。
(金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。)

「○ 地域振興局及び支庁

※ 表面の赤色帯部分に「コンビニ、スマホ決済アプリでも納付できます。」と記載のあるものは、次のコンビニエンスストア及びスマホ決済アプリでも納付できます。
(コンビニエンスストア)

MMK設置店、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン(五十音順)

(スマホ決済アプリ)

P a y B, P a y P a y (五十音順)

に改

※ P a y - e a s y (ペイジー) 対応のインターネットバンキングやATM等からも納めることができます。
(金融機関によつては利用できない場合があります。詳しくは鹿児島県のホームページを御覧ください。)

<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>

め、同様式(その1)一般(県外振込)用(裏面)中

「・ この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。」

「・ この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。」

・ この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ 御依頼人様から御提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・ この受領証は、払込みの証拠となるものですから、大切に保管してください。

※ 表記の税目欄に「法人事・特」と記載のあるものは、「法人事業税及び地方法人特別税」を、「法事・特法」と記載のあるものは、「法人事業税及び特別法人事業税」を省略したものです。

め、同様式(その2)法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税用(裏

面) 中「裏 面」を「裏面」に改め、「, 商工組合中央金庫」を削り、同様式(その 3)自動車税種別割用(裏面)及び(その 3)自動車税種別割(定期賦課)用(裏面)中「, 商工組合中央金庫」を削り、同様式(その 3)自動車税種別割(手書)用(表面)中「表 面」を「表面」に改め、同様式(その 3)自動車税種別割(手書)用(裏面)中「裏 面」を「裏面」に改め、「, 商工組合中央金庫」を削り、同様式(その 4)自動車税環境性能割用(表面)中「表 面」を「表面」に改め、同様式(その 4)自動車税環境性能割用(裏面)中「裏 面」を「裏面」に改め、「, 商工組合中央金庫」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令
(鹿児島県公印規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県公印規程(昭和 27 年鹿児島県訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。
別表中

○ ○ ○ 用 鹿 児 島 県 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 所 長 印	茶業部 畜産試験場
--	--------------

を

畜 産 試 験 場 用 鹿 児 島 県 農 業 開 発 総 合 セ ン タ ー 所 長 印	畜産試験場
--	-------

に、「経営金融課」を「中小企業支援課」に

改める。

(鹿児島県文書規程の一部改正)

第 2 条 鹿児島県文書規程(昭和 60 年鹿児島県訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「 | 保健医療福祉課 | 保福 | 」を

「 | 保健医療福祉課 | 保福 | に、
| 医師・看護人材課 | 医看 | 」

「 | 経営金融課 | 経金 | 」を

「 | 中小企業支援課 | 中企支 | 」に、
「 | 危機管理課 | 危管 | 」を
「 | 危機管理課 | 危管 |
| 災害対策課 | 災対 | 」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

鹿児島県災害対策本部長訓令第1号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

鹿児島県災害対策本部長
鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる順序により」を「直ちに危機管理課長、災害対策課長及び河川課長に」に改め、「危機管理課」の次に「又は災害対策課」を加え、同項各号を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第379号

平成27年3月31日鹿児島県告示第316号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、大隅地域振興局総務企画部肝付町駐在機関は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第380号

平成28年3月29日鹿児島県告示第374号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、次の駐在機関は、令和2年3月31日限り廃止する。

- (1) 大隅地域振興局総務企画部錦江町駐在機関
- (2) 大島支庁総務企画部大和村駐在機関
- (3) 大島支庁総務企画部喜界町駐在機関

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第381号

平成29年3月31日鹿児島県告示第480号（駐在機関の設置）をもって設置した大隅地域振興局総務企画部志布志市駐在機関は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第382号

地域振興関係職員の前駐在機関を次のとおり設置する。

令和2年3月31日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
北薩地域振興局総務企画部出水市駐在機関	出水市役所内	地域振興に関する事務	令和 2 年 4 月 1 日
北薩地域振興局総務企画部長島町駐在機関	長島町役場内	地域振興に関する事務	令和 2 年 4 月 1 日
大島支庁総務企画部知名町駐在機関	知名町役場内	地域振興に関する事務	令和 2 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 告 示 第 383 号

昭和56年 7 月 1 日鹿 児 島 県 告 示 第 1078 号 の 2 (医 師 の 駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表中「保健医療福祉課薩摩川内市駐在機関」を「医師・看護人材課薩摩川内市駐在機関」に、「保健医療福祉課瀬戸内町駐在機関」を「医師・看護人材課瀬戸内町駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 384 号

昭和60年 7 月 1 日鹿 児 島 県 告 示 第 1029 号 の 2 (医 師 の 駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表中「保健医療福祉課南大隅町駐在機関」を「医師・看護人材課南大隅町駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 385 号

昭和62年 3 月 16 日鹿 児 島 県 告 示 第 442 号 (医 師 の 駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表中「保健医療福祉課南さつま市駐在機関」を「医師・看護人材課南さつま市駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 386 号

平成 3 年 4 月 1 日鹿 児 島 県 告 示 第 918 号 (医 師 の 駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表中「保健医療福祉課屋久島町駐在機関」を「医師・看護人材課屋久島町駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 387 号

平成13年 3 月 30 日鹿 児 島 県 告 示 第 542 号 (駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表中「保健医療福祉課霧島市駐在機関」を「医師・看護人材課霧島市駐在機関」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 388 号

平成15年 3 月 28 日鹿 児 島 県 告 示 第 396 号 (駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令

和 2 年 4 月 1 日 から 施行 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表 中 「保 健 医 療 福 祉 課 鹿 児 島 市 駐 在 機 関」 を 「医 師 ・ 看 護 人 材 課 鹿 児 島 市 駐 在 機 関」 に 改 め る。

鹿 児 島 県 告 示 第 389 号

平 成 22 年 3 月 30 日 鹿 児 島 県 告 示 第 381 号 (駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施行 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表 中 「保 健 医 療 福 祉 課 伊 佐 市 駐 在 機 関」 を 「医 師 ・ 看 護 人 材 課 伊 佐 市 駐 在 機 関」 に, 「保 健 医 療 福 祉 課 奄 美 市 駐 在 機 関」 を 「医 師 ・ 看 護 人 材 課 奄 美 市 駐 在 機 関」 に 改 め る。

鹿 児 島 県 告 示 第 390 号

平 成 24 年 11 月 30 日 鹿 児 島 県 告 示 第 1293 号 (駐 在 機 関 の 設 置) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し, 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施行 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表 中 「保 健 医 療 福 祉 課 南 さ つ ま 市 加 世 田 駐 在 機 関」 を 「医 師 ・ 看 護 人 材 課 南 さ つ ま 市 加 世 田 駐 在 機 関」 に 改 め る。

鹿 児 島 県 告 示 第 391 号

医 師 の 駐 在 機 関 を 次 の と お り 設 置 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
医 師 ・ 看 護 人 材 課 南 さ つ ま 市 坊 津 駐 在 機 関	秋 目 診 療 所 内	診 療 に 関 する 事 務	令 和 2 年 4 月 1 日
医 師 ・ 看 護 人 材 課 肝 付 町 駐 在 機 関	岸 良 診 療 所 内	診 療 に 関 する 事 務	令 和 2 年 4 月 1 日

鹿 児 島 県 告 示 第 392 号

平 成 22 年 3 月 30 日 鹿 児 島 県 告 示 第 400 号 (駐 在 機 関 の 設 置) を も っ て 設 置 し た 始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局 建 設 部 土 木 建 築 課 湧 水 町 道 路 保 守 駐 在 は, 令 和 2 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 393 号

平 成 24 年 3 月 30 日 鹿 児 島 県 告 示 第 467 号 (駐 在 機 関 の 設 置) を も っ て 設 置 し た 大 島 支 庁 瀬 戸 内 事 務 所 瀬 戸 内 町 道 路 保 守 駐 在 は, 令 和 2 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 する。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓